

## 新旧対照表

(クレジット端末・マチカ専用端末等の取扱いに関する遵守事項の改正)

2024年10月1日

改定後	改定前
<p>第1条 (定義)</p> <p><b>【削除】</b></p> <p>(3)「まちペイ」とは、電子マネーサービスを提供する事業者をいう。</p> <p>第3条 (設置)</p> <p>クレジット端末・マチカ専用端末等は、<b>まちペイ</b>より設置する。</p> <p>2 設置の際の事故に関しての帰属は、加盟店・<b>まちペイ</b>の協議により、加盟店又は<b>まちペイ</b>に帰属する。ただし、当社に帰責事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>第8条 (破損・紛失時)</p> <p>クレジット端末・マチカ専用端末等の端末の破損・紛失が発生した場合は、速やかに<b>まちペイ</b>に連絡するものとする。</p> <p>第11条 (契約解除)</p> <p>7 加盟店は、3ヶ月の予告期間をもってまちペイへ所定の方法で申し出ることにより、当該端末の返還を申し出ることができる。</p> <p>第12条 (返還時期)</p> <p>前条により、クレジット端末・マチカ専用端末等を返還する場合は、<b>まちペイ</b>より1ヶ月以内に加盟店に対し、連絡を行う。</p>	<p>第1条 (定義)</p> <p>(3)「TPS」とは、当社が指定する設置・管理業者である株式会社トータルペイメントサービスをいう。</p> <p>(4)「まちペイ」とは、電子マネーサービスを提供する事業者をいう。</p> <p>第3条 (設置)</p> <p>クレジット端末・マチカ専用端末等は、<u>TPS</u>より設置する。</p> <p>2 設置の際の事故に関しての帰属は、加盟店・<u>TPS</u>の協議により、加盟店又は<u>TPS</u>に帰属する。ただし、当社に帰責事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>第8条 (破損・紛失時)</p> <p>クレジット端末・マチカ専用端末等の端末の破損・紛失が発生した場合は、速やかに<u>TPS</u>に連絡するものとする。</p> <p>第11条 (契約解除)</p> <p>7 加盟店は、3ヶ月の予告期間をもってまちペイ又は<u>TPS</u>へ所定の方法で申し出ることにより、当該端末の返還を申し出ることができる。</p> <p>第12条 (返還時期)</p> <p>前条により、クレジット端末・マチカ専用端末等を返還する場合は、<u>TPS</u>より1ヶ月以内に加盟店に対し、連絡を行う。</p>